

公益社団法人日本介護福祉士会
役員報酬及び費用に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、公益社団法人日本介護福祉士会（以下「本会」という。）の総会で選任された役員報酬等について定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 常勤とは、社員総会の決議により選任された理事のうち、専ら本会の職務を行い、事前に理事会の許可を得た場合を除き、他の職務を行わない者をいう。
- (3) 非常勤とは、常勤以外の者をいう。
- (4) 報酬等とは、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第13号で定める報酬、その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当であって、その名称の如何を問わない。費用とは明確に区分されるものとする。
- (5) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、通勤費、旅費及び宿泊費をいう。報酬等とは明確に区分されるものとする。
- (6) 都道府県会長会議とは、全国の都道府県介護福祉士会会長により構成される会議をいう。

(報酬等の決定)

第3条 本会は、役員職務遂行の対価として報酬等を支払うものとする。

- 2 常勤理事の報酬等は、各常勤理事について、1,000万円を上限とし、常勤理事の年齢、経歴及び職能のほか、本会の資産や収支の状況等を踏まえ、理事会の決議を経て定めるものとする。なお、常勤理事には、次項の報酬等を支給しない。
- 3 非常勤理事の報酬等は、理事会の決議により定める規則で定める本会の職務を行った場合、非常勤理事の役職に応じ、同規則に定める額とする。ただし、当該額の合計は、各非常勤理事について、年額600万円を上限とする。
- 4 監事の報酬等は、下表の本会の職務を行った場合、下表の役職に応じ、下表に定める額とする。ただし、当該額の合計は、内部監事（正会員の中から選出された監事をいう）については、年額450万円、招聘監事（正会員であるか否かを問わず、公認会計士又は税理士である監事をいう）については、年額500万円を上限とする。

職務 \ 役職	内部監事	招聘監事
総会	なし	15,000 円
都道府県会長会議	15,000 円	15,000 円
内部委員会等	15,000 円	15,000 円
研修イベント	15,000 円	15,000 円
講師料（介護福祉士会関係）	1 時間当たり 10,000 円	
講師料（上記以外）	1 時間当たり 20,000 円	
その他	監事の協議により別途定める	

※ 総会、都道府県会長会議及び内部委員会等については、いずれも会議 1 回当たりの額である。

※ 研修イベントについては、1 日当たりの額である。

（報酬の支払）

第 4 条 常勤理事の年俸報酬の 12 分の 1 の額を、毎月 25 日に支給する。ただし、支給日が休日に当たるときは、支給日を順次前日に繰り上げる。

2 報酬等は、役員本人口座へ振り込みとし、法令に定められたもの及び本人の同意を得たものは控除して支払う。

（通勤費の支払）

第 5 条 常勤理事の通勤費は、第 3 条に定める報酬等とは別に、1 か月の通勤に要する交通費の実費を非課税限度額の範囲内で支給することができる。

2 非常勤役員には、総会、理事会等出席の都度、費用を弁償することができる。常勤理事についても、前項の通勤費に含まれない費用については、同様とする。

3 前項にかかわらず、宿泊費については、やむを得ない事情がない限り、理事会の決議により定める規則で定める額を上限とする。

（支給基準）

第 6 条 新たに常勤理事となった者には、その者が常勤理事となった日から報酬等を支給する。

2 常勤理事が退任し又は解任により常勤理事でなくなったときは、その日までの報酬等を支給する。

3 常勤理事が死亡したときは、その月までの報酬等を支給する。

(報酬の日割り計算)

第7条 前条第1項及び第2項の規定による報酬等の額は、1か月の勤務日数を22日として計算する。

(規定外事項)

第8条 この規程に規定されていない役員の報酬等に関する事項については、法令及び社員総会の決議の範囲内において、理事会の決議により定めることができる。

(公表)

第9条 本会はこの規程をもって、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第20条第1項に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改正)

第10条 この規程の改正は、社員総会の議決により行うものとする。

附則

- 1 この規程は、公益社団法人日本介護福祉士会の設立の登記のあった日（平成25年4月1日）から施行する。
- 2 この規程は、令和3年5月29日から施行する。